

# 検討項目ごとの対応方針案

---

# 検討項目（1）グリーンインフラとしての保全・活用

## 都市公園が有するポテンシャル

- ・大きな樹木を育てることが可能な空間
- ・木質バイオマス資源(剪定枝等)
- ・生物生息できる樹林地、草地
- ・少ないエネルギー消費量
- ・雨水を貯留・浸透させる緑地、裸地
- ・都市環境の改善

## 都市公園のポテンシャルを活かして実現したいまちの姿

- ・二酸化炭素吸収固定、クールスポット形成が進んだ緑豊かな都市環境が形成されている
- ・雨水貯留・浸透の促進により健全な水循環が確保されたまち、水害リスクが低減されている
- ・エコロジカルネットワークが形成されている
- ・カーボンニュートラルの具現化、取組の見える化がなされている

## 今後の方向性

### ○緑の整備・保全・育成

- ・緑の基本計画に基づき、都市のグリーンインフラとして戦略的に緑を整備・保全・育成する。

### ○健全な水循環、流域治水、生物多様性保全への貢献

- ・都市の貴重な環境基盤として、雨水の貯留・浸透機能の維持・向上、生物生息空間の保全・創出を図る。

### ○公園のカーボンニュートラルの促進

- ・緑(特に樹木)による二酸化炭素吸収固定、緑によるヒートアイランド現象の緩和を通じた二酸化炭素排出抑制に取り組むとともに、公園で利用するエネルギーについて、太陽光発電(ソーラーカーポート含む)、バイオマスなど、再生可能エネルギーの活用を推進する。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けた目標を検討し、モデルの形成等を通じて、普及を図る。

# 検討項目 (1) グリーンインフラとしての保全・活用

## 参考事例 グリーンインフラの事例(豪雨対策・水循環回復等、東京都世田谷区①)

○ 世田谷区では、区の緑の基本計画に、自然面の保全、上流域自治体と連携した流域対策など、グリーンインフラの観点による水循環回復の取組を位置付け複数の主体や手段の連携により、地域の豪雨対策に取り組んでいる。



グリーンインフラの観点による水循環のイメージ (世田谷区みどりの基本計画より)



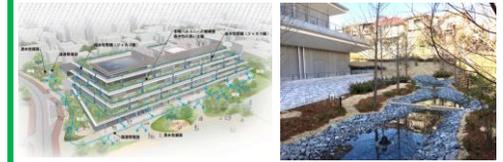
【区画街路7号線】  
車道に降った雨を効率的に地中に浸透させるために排水性舗装と道路植栽帯を組合せて整備。  
二子玉川公園と一体となって雨水浸透機能を発揮している。



【二子玉川公園】  
浸水想定区域に位置することから、プラスチック製地下貯留施設槽に加え、園路脇に緑溝や貯留機能のある植栽帯などを整備。



【上用賀公園】  
周辺に降った水をまとめて地下に浸透させる窪地状の植栽地であるレインガーデンを整備。



【区立保健医療福祉総合プラザ】  
雨水の急激な流出を防ぐため、段丘上の建物の各階に保水性土壌や植栽などを配置するとともに、地上部にレインガーデンなどを整備。



【烏山川緑道(品川橋付近)】  
児童の環境学習の場や市民が身近に水と触れ合える環境を創出するために、隣接する城山小学校内と一体的にせせらぎを整備。

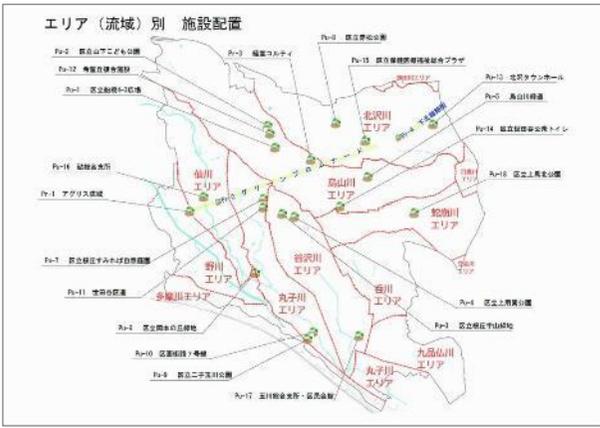


- 凡例
- ★ GI事業実施箇所(公園緑地整備)
  - ☆ GI事業実施箇所(公共施設施設緑化、緑化施設整備)
  - 〓 骨格的なみどりの軸(国分寺産線・多摩川)
  - みどりの軸(緑道等)
  - みどりの軸(河川・開渠)
  - みどりの幹線軸(幹線道路の街路樹)
  - 街なかのみどり(宅地のみどりや小規模な公園)
  - 農地保全重点地区

# 検討項目 (1) グリーンインフラとしての保全・活用

## 参考事例 グリーンインフラ(豪雨対策・水循環回復等、東京都世田谷区②)

○ 世田谷区では、みどりの基本計画策定以降に整備した道路、公園、建物等の施設について、グリーンインフラの持つ、「地下水涵養」、「流域対策」、「緑化」、「みどりの保全」、「雨水利用」、「ヒートアイランド対策」の6つの機能に着目し、3つ以上の機能を有する施設を「せたがやグリーンインフラライブラリー」により広く区民に紹介している。

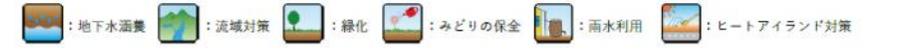


名称	区立山下こども公園	所在地	八幡山1-11-5	種別	公園	
設置日	令和2年3月10日	主なグリーンインフラ施設	・遊び場と雨水貯留浸透を兼ねたくぼ地 ・植栽帯内貯留			
面積	760.94㎡					



**概要**  
 山下こども公園は、アスレチック遊具のある公園です。周辺に降った雨水を集めて地中に浸透させる遊具のあるくぼ地を整備しました。くぼ地の地下部には砕石層を設け、また砕石層から植栽帯へ通じる排水管を埋設して、雨水を植栽帯のかん水に利用しています。  
 また、広場に降った雨が流入し、貯留浸透できる植栽帯を整備しました。

雨水貯留量	2㎡
雨水浸透量	46㎡



せたがやグリーンインフラライブラリー

# 検討項目（1）グリーンインフラとしての保全・活用

## 参考事例 再生可能エネルギー：国営公園等における再エネ導入

- 国営公園では全国17公園中11公園で太陽電池発電施設を導入。施設全体の発電量は約16万kwh/年（R2年度実績）、国が行う公園管理に係る電力約2,060万kwh/年（R2年度実績）の約0.8%に相当する。
- 地方公共団体の都市公園では、独立型施設（照明や時計等に付随し、専ら当該施設で使用）は、供給型施設（建物屋根等に設置され、複数の施設や用途に使用）は、128団体192公園で導入。

海の中道海浜公園



- 公園管理所の屋根に太陽電池パネルを設置（最大発電量30kw）
- 年間で約3.2万kwhを発電

国営越後丘陵公園



- 園内通路の屋根に太陽電池パネルを設置（最大発電量14kw）
- 年間で約1.1万kwhを発電



独立型の太陽光発電による照明灯の例

国営木曾三川公園



- 車いす使用者専用駐車施設と一体的に太陽電池パネルを整備
- 年間で約4.6万kwhを発電

国営武蔵丘陵森林公園



- 太陽光発電を利用した照明灯を整備し、消費電力を削減



供給型の太陽光発電施設の例（屋内型運動施設の屋根に設置）

# 検討項目 (1) グリーンインフラとしての保全・活用

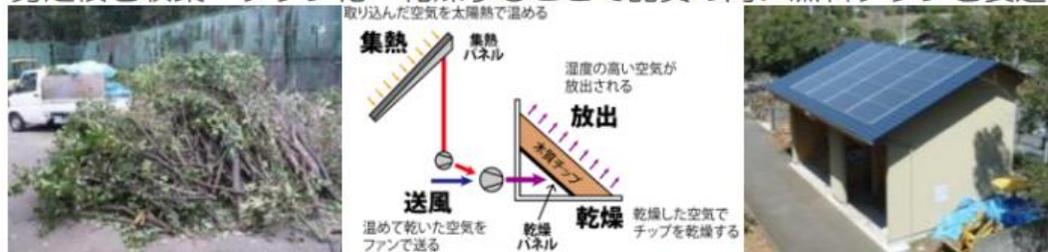
## 参考事例 再生可能エネルギー: 都立海上公園における木質バイオマス利用

- 東京都の都立大井心頭中央海浜公園では、指定管理者の提案により、2011年に周辺16カ所の海上公園から集めた剪定枝を使った木質バイオマス利用システムを導入。
- 都立海上公園で剪定・収集される約100t/年の剪定枝を原料とし、チップ化及び乾燥工程を経て、ボイラー使用に適したチップを製造・保管した後、園内スポーツセンターに設置したバイオマスボイラーにて給湯・暖房施設の主熱源として利用。
- 使用熱エネルギーの約80%を都市ガスから木質バイオマスに代替。

### 設置設備

#### ▶ 太陽熱を用いた木質チップ乾燥施設 (ソーラードライシステム®)

剪定枝を収集・チップ化・乾燥することで品質の高い燃料チップを製造



#### ▶ スポーツセンターへのチップボイラ施設 (熱出力: 100kW)

バイオマス (チップ) ボイラ及びその他付帯設備による安定的な熱



木質バイオマス利用システムの設備

# 検討項目（1）グリーンインフラとしての保全・活用

## 関係する主体に期待される役割

### ◆住区基幹公園等の日常利用が中心の公園

公園管理者 (市区町村)	地域住民、利用団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園灯等に使用する太陽光電設備等再エネ設備の設置</li> <li>雨水貯留浸透設備の整備</li> <li>健全な緑の育成、生物生息環境に配慮した樹木、植栽の管理方針、管理マニュアルの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境学習</li> <li>生物生息環境の保全活動</li> </ul>

### ◆都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園

公園管理者 (都道府県・市区町村)	指定管理者	公園利用者、利用団体等
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の樹木、自然環境、生物多様性保全に係る管理方針の策定</li> <li>カーボンニュートラルの実現に向けた目標設定及び再生可能エネルギー施設の設置</li> <li>雨水貯留・浸透施設の整備、遊水機能を持った公園整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理方針に沿った自然環境、生物生息環境の保全</li> <li>自然観察会等、自然資源を活かした普及啓発活動</li> <li>再生可能エネルギー施設、雨水貯留・浸透施設の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物生息環境の保全活動</li> </ul>

## 都市公園が有するポテンシャル

### 【日常利用が中心の公園】

- ・緑の中で憩える滞留空間
- ・屋外で遊び、健康づくりができる施設、空間

### 【非日常の利用が中心の公園】

- ・のびのびと体を動かせる広い空間
- ・観光名所となるような自然資源、歴史・文化資源

## 都市公園のポテンシャルを活かして実現したいまちの姿

- ・公園で憩いながらまちなかを歩いて楽しめる
- ・子育て環境が充実している
- ・健康で快適に過ごすことができる
- ・地域で暮らす人々が公園を拠点に交流している

- ・地域内外の人々が公園を拠点に交流している

## 今後の方向性

### ○公園の安全・安心の確保

- ・事故防止、防犯、防災・減災などの観点から、安全・安心な公園利用を確保する。

### ○Well-beingの実現につながる管理運営、利活用の促進

- ・子育て支援・健康・ウェルネスなど、地域の魅力につながる都市公園の管理運営、新たな活用について、モデルとなる先進事例を普及していく。

### ○身近な公園の再生

- ・小規模な公園を含め、全ての公園について、ポテンシャルや利活用状況を把握し、地域のニーズに応じた新たな価値創出や課題解決の場となるよう計画的な再生を推進していく。

## 参考事例 Well-beingの実現につながる公園の管理運営

○ 子どもたちが自由に遊べる環境づくり、健康・ウェルネスなどの観点での公園活用が各地で進んでいる。

### ①障がいのある子もいない子も一緒に遊べる広場 (東京都／砧公園・府中の森公園)

- 東京都では、誰もが自分らしく輝くことのできる**ダイバーシティの実現**に向けて、障がいのある子どもを育てる保護者や支援団体、ユニバーサルデザインに関する有識者等の意見を参考にしながら、**障がいのある子もいない子も一緒に遊べる広場**を都立公園に整備。

■ 砧公園 みんなのひろば



出典:「だれもが遊べる児童遊具広場」整備のガイドライン(東京都建設局公園緑地部公園建設課)

### ②保育園等の団体利用もできる自然の中の遊び場 (練馬区／こどもの森)

- 練馬区では、「自然×冒険×交流」をコンセプトとして、樹林地や農地など、練馬に昔からあるみどりを活かし、**木の実や土、水といった自然の素材を使って自由に遊べる公園**「こどもの森」を整備。
- 事前申請制により、**保育園、幼稚園等の団体利用**もできる。

■ 練馬区 こどもの森



出典:練馬区ホームページ

### ③健康・医療をコンセプトとした公園の整備・活用 (吹田市／健都レールサイド公園)

- 吹田市では、「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」「楽しみ」「学び」をコンセプトとした健都レールサイド公園を北大阪健康医療都市(健都)に整備。
- **医療機関監修**のもと27基の健康遊具や4つのウォーキングコースを設置。
- 公園及び園内に設置された**「吹田市立健都ライブラリー」**の指定管理者が、**屋外運動教室、屋内運動教室、医療・介護講座、文化講座**など多彩なプログラムを提供。

■ 健都レールサイド公園 健康増進広場



※出典:吹田市「健都レールサイド公園」

# 検討項目 (2) 居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくり

## 参考事例

### まちなかウォーカブルと都市公園の連携 (オープンスペースとコミュニケーションが紡ぐ多様なまちづくり／青森県むつ市)

市域面積：864km<sup>2</sup>  
人口：55,931人 (R3.1時点)

【立地適正化計画】  
平成29年2月公表 (居住誘導区域)  
【都市再生整備計画 (滞在快適性向上区域)】  
令和3年3月公表

- 2つの拠点地域において、Park-PFI制度を活用した「新たな日常」に対応したオープンスペースの充実を中心に、都市再生推進法人による社会福祉施設の整備、イノベーション等の新たな拠点となる大学キャンパス・コワーキングスペース等における大学や地元企業、地域住民との連携による人材育成の推進等、多様な官民連携の取組により稼ぐ力の向上及びゆとりと賑わいのある新たな日常のまちを創出する。

#### ○むつ下北未来創生キャンパス関連事業

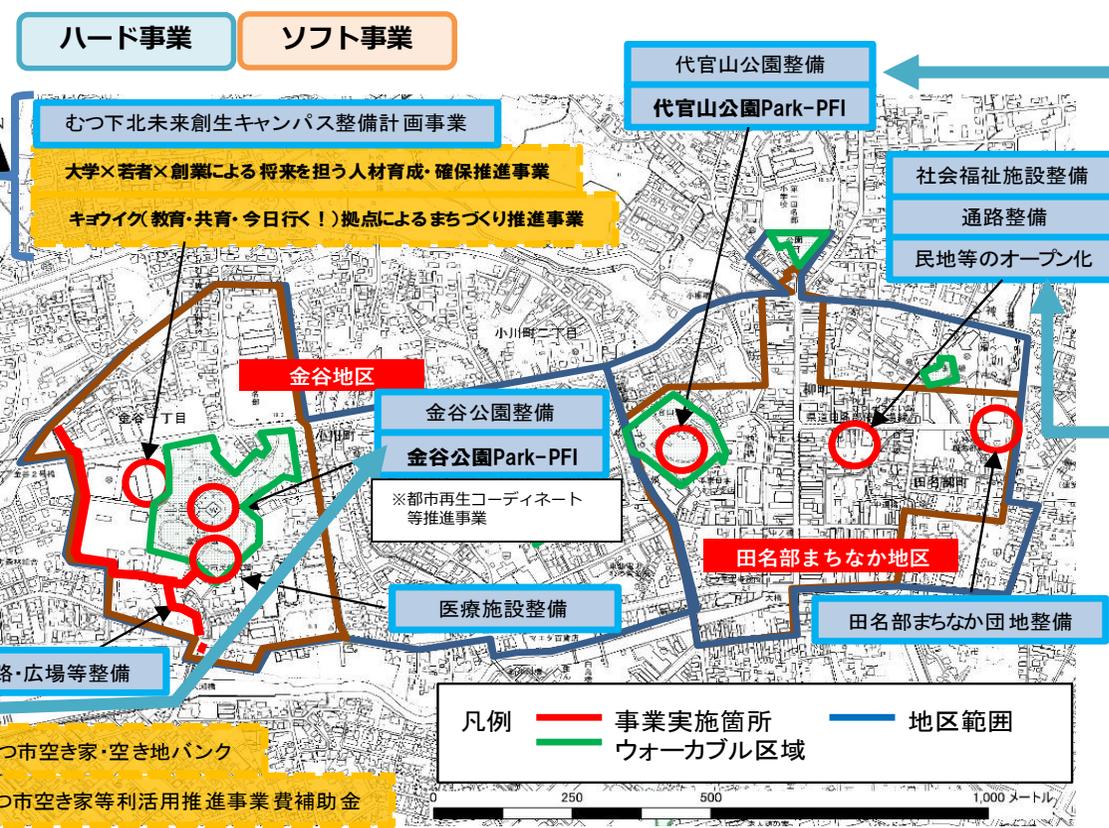
学び、交流、大学連携、イノベーションの拠点となる「むつ下北未来創生キャンパス」として地域初の4年制大学の整備、コワーキングスペース等の新たな日常に対応できる環境の整備にあわせ、**学校法人や地元企業を中心に産学官金協働で設立された「むつ下北未来創造協議会」と大学・大学生との連携による人材の好循環を推進。**具体的には、

- ・ 地元企業や住民によるプラットフォームを中心とした、**インターンシップやセミナー等の開催**
- ・ **全年代を対象とした学び直しによる地域内雇用の機会充実、人材育成**
- ・ **学生と地域をつなぐ交通ネットワークの形成**

#### ○金谷公園Park-PFI

公園の近隣に総合病院があり、**非常にオープンスペースとして公園を利用できるように再整備を実施。**

イメージ図



#### ○代官山公園整備

Park-PFIにより、コロナ禍において需要が高まっている**グランピング**などのアウトドアを気軽に体験できる公園づくりを実施。

イメージ図

#### ○社会福祉施設等の整備

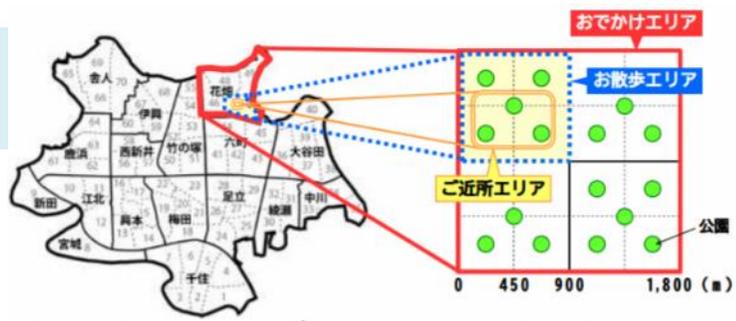
老朽化したバスターミナルを**除却し、コミュニティ機能や福祉機能との複合施設を整備し、施設の一部にてオープンスペースの場を形成。**

イメージ図

## 参考事例 多様で安全な利用を促す公園の計画的配置(東京都足立区)

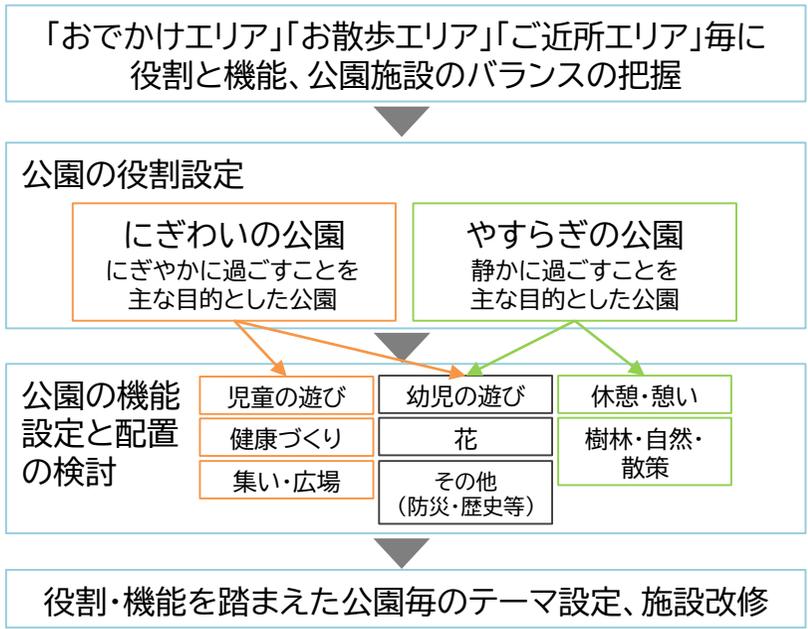
- 足立区では、年齢層や目的によって利用したい公園が様々ある中、小さな公園にたくさんの機能を詰め込みすぎると、公園を安全に利用することが困難になるとともに、公園のスペースには限りがあるため、一つの公園ですべてのニーズに応えるのは困難という課題に直面。
- 区は、平成25年度から区内3地区で実施したモデル事業をもとに「パークイノベーション推進計画」を策定。
- 大きさの異なる3つのエリアを設定するとともに、区立公園を「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に大きく分類し、「お散歩エリア」内に異なる特色を持つ公園が複数配置することで、だれもが自分が望む過ごし方によって公園を選択できる公園づくりを推進。

### 大きさの異なる3つのエリアの設定



利用圏域の大きさ	エリア設定	5つの公園施設
大	<b>おでかけ エリア</b> 約30公園/エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水遊び施設 (じゃぶじゃぶ池等)</li> <li>・ボール遊びコーナー</li> </ul> おでかけエリアに概ね1か所
中	<b>お散歩 エリア</b> 約7公園/エリア (区全体で70エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型遊具</li> </ul> お散歩エリアに概ね2基
小	<b>ご近所 エリア</b> 約2~3公園/エリア (区全体で209エリア)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂場</li> </ul> ご近所エリアに概ね1か所
	<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園トイレ</li> </ul> 半径250m程度の範囲に概ね1か所

### 目的に合わせて選べる公園づくりの流れ



## 関係する主体に期待される役割

### ◆住区基幹公園等の日常利用が中心の公園

公園管理者 (市区町村)	民間事業者 (P-PFI事業者等)	エリアマネジメント組織 各種活動団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>安心、快適な滞留空間、休憩施設の確保</li> <li>他部局の施策と連携した公園活用（ウォーカブル、文化振興、子育て支援、健康増進等）</li> <li>愛護会活動等の促進による花壇管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カフェや売店等の設置・運営、利活用につながるプログラムの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>にぎわい創出につながる催し</li> <li>外遊び、健康づくり等の支援活動</li> <li>花や緑の育成</li> </ul>

### ◆都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園

公園管理者 (都道府県・市区町村)	指定管理者	地域の関係団体 (観光関係団体、商工関係団体等)
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の自然自然、歴史文化資源の保全</li> <li>他部局の施策と連携した公園活用（観光振興、子育て支援、健康増進等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の自然自然、歴史文化資源の保全</li> <li>各種のイベント開催</li> <li>利用者のウェルネス向上につながるプログラムの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光資源としてのPR</li> <li>観光振興、地域活性化につながるイベント開催</li> </ul>

# 検討項目（3）デジタル技術とデータの利活用

## 都市公園が有する ポテンシャル

- ・多種多様な人が訪れ、滞留する空間
- ・人、人工物(各種施設)、自然(緑、水辺、生きもの)など多様な要素が集積する空間

## 都市公園の ポテンシャルを 活かして実現したい まちの姿

- ・都市内のオープンスペースとしての利用に関するデータがまちづくりに活かされている
- ・公園の管理運営のDXの実装により、ニーズに対応した新たなサービス提供が進んでいる
- ・リアルタイムで人流、環境等のデータを活用したサービスが提供されている

## 今後の方向性

### ○EBPM等のための公園情報のオープンデータ化の促進

- ・公園の利用サービス向上、維持管理の効率化、緑が持つ効用の最大化に向け、公園の利用、管理に関わるデータのオープンデータ化、管理・運営への活用を進めていく。

### ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用

- ・DXにより地域の抱える課題等を解決する取組を支えるため、新たなサービスを生み出す実証の場としての公園の活用を進めていく。

### ○DXによる管理運営の高度化

- ・管理者だけでなく、公園利用者等による情報提供、データの利活用も視野に入れ、双方向性のあるデータの蓄積、活用を進め、データを活用した管理運営の变革を図る。

# 検討項目（3）デジタル技術とデータの利活用

## 関係する主体に期待される役割

### ◆住区基幹公園等の日常利用が中心の公園

公園管理者 (市区町村)	エリアマネジメント組織 研究機関等	地域住民 公園利用者、利用団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の施設、資源に関する情報のデジタル化、オープンデータ化</li> <li>公園を活用したDXの実証の場・機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空間利用、人流などのデータの取得、まちづくりへの活用の研究、実装</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用、施設、自然環境等に関するデータ収集への協力</li> </ul>

### ◆都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園

公園管理者 (都道府県・市区町村)	指定管理者	公園利用者、利用団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の施設、資源に関する情報のデジタル化</li> <li>公園を活用したDXの実証の場・機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設、資源に関する情報の収集、更新</li> <li>DXの実証への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用、施設、自然環境等に関するデータ収集への協力</li> </ul>

# 検討項目（3）デジタル技術とデータの利活用

## 参考事例 公園データの利活用

○ 公園の評価・活用、民間事業者による公園情報の発信などにデジタル化されたデータが活用されている。

### ① 小さな公園活用プロジェクトにおける公園実態調査（豊島区）

- 豊島区は、小さな公園活用プロジェクトの実施に当たり、公園情報プラットフォーム「PARKFUL」運営事業者と公園情報の活用と発信に関する協定を締結し、連携して区内全域にある公園の実態を調査。
- 公園の利用者や設備、周辺環境の状況を把握し、公園活用に向けたモデル公園を選定して、地域へのヒアリングや対話をもとに、小さな公園の活用の実践と検証を実施。



#### 実態調査の評価項目

- 地域課題の有無(新旧住民の分断コミュニティなど)
- 子どもの利用状況・園庭利用状況
- 近隣施設(保育園・小学校)
- 近隣施設(区民ひろば等地域施設)
- 区画整理・都市計画道路の整備状況
- 地域の担い手(既存/新規)
- 近隣施設(スーパー・コンビニ)
- 商店街等周辺店舗
- 花壇・土・植栽の状況
- ベンチの設置状況
- 遊具の設置状況(有無・種類)
- 土地面積
- トイレ(アート)状態

出典:豊島区ホームページ、株式会社パークフル プレスリリース

### ② 県・市町村連携による公園のオープンデータ提供（神奈川県）

- 神奈川県では、県内33市町村の公園の設備・遊具等の一覧データと写真データを県が集約し、オープンデータとして提供。
- 県が公開したオープンデータは、株式会社パークフルが提供するスマートフォン向けアプリ「PARKFUL」に活用されている。

#### 提供されている公園データ一覧

No.	公園名称	公園種別	公園種別コード	公園面積	公園種別	公園種別コード	公園種別	公園種別コード	公園種別	公園種別コード
11	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
12	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
13	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
14	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
15	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
16	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
17	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
18	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
19	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
20	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
21	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
22	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
23	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
24	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
25	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
26	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
27	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
28	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
29	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
30	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
31	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
32	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
33	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
34	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
35	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
36	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
37	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
38	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
39	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101
40	東谷公園	児童遊園地	0101	1,212	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101	児童遊園地	0101

# 検討項目（４）利用ルールの多様化

## 都市公園が有するポテンシャル

- ・多様な利用者  
個人  
団体(町会自治会、スポーツ団体、保育所、高齢者施設、エリマネ組織、営利を目的としない各種団体、行政機関 etc.)
- ・多様な利用  
日常利用(休息、遊び、散策、運動、食事 etc.)  
地域のコミュニティ活動(防災訓練、ラジオ体操、季節行事etc.)  
グループ・団体利用(各種イベント、スポーツの練習・競技会、自然観察・保全活動 etc.)

## 都市公園のポテンシャルを活かして実現したいまちの姿

- ・思い思いの屋外レクリエーション、屋外活動を楽しめる場がある
- ・公園を拠点に地域コミュニティが育っている

## 今後の方向性

### ○都市公園条例の見直しの促進

- ・多様な利用ニーズを受けとめ、公園を柔軟に使いこなすため、各地方公共団体が定める都市公園条例について、一律の行為制限から公園の特性に応じた行為制限等への見直しを促進。

### ○利用者・地域住民等の合意形成によるルールづくりの普及

- ・利用の安全性、公平性等を確保しながら、多様な利用を実現するため、利用者・地域住民等の合意形成により、ルールをつくり運用する取組を普及。

# 検討項目（４）利用ルールの多様化

## 参考事例 ボール遊びのできる公園の検討(千葉県船橋市)

- 2014年度に市長と中学生が船橋の将来を語り合う「こども未来会議室」において、「ボール遊びのできる公園をつくる」という提案を受け、2015年度に有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。
- 2016年度からボール遊びの試行と検証を市内5公園で実施し、ボール遊びができる施設やルールを整理した上で、2019年度から本格実施。

### 事業の経緯

2014年度 「こども未来会議室」において中学生から市長へ「ボール遊びのできる公園をつくる」ことを提案

2015年度 「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」設置、ボール遊びができる施設、必要なルールを検討するための試行事業実施を提言

2016～  
2018年度 公園の形、広さ、施設の状況等が異なる5公園でのボール遊び試行、近隣住民や中学生へのアンケート調査し、右の事項を検証

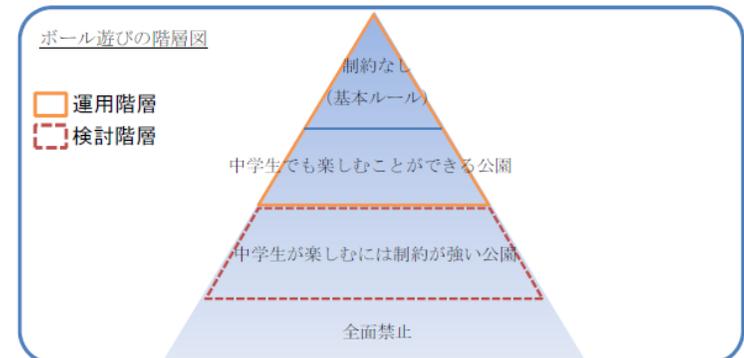
#### 【検証項目】

- 利用する子どもの年齢層、遊び方
- ルールやボール遊びの範囲を決める要因(年齢、広さ、施設状況、周辺状況、遊び方、利用方法)
- 公園に合ったルール設定(ボールや遊びの種類、利用方法)
- 広さ、防球施設の状況、周辺状況、利用状況による比較検討

2019年度 試行事業の結果を基に、ボール遊びが可能な公園を抽出(右の図の「運用段階」の公園)

可能な公園全てに共通する「基本ルール」と、公園の状況に応じた個別ルールを設定

ボール遊びが可能な公園、ルールを周知し本格運用



# 検討項目（４）利用ルールの多様化

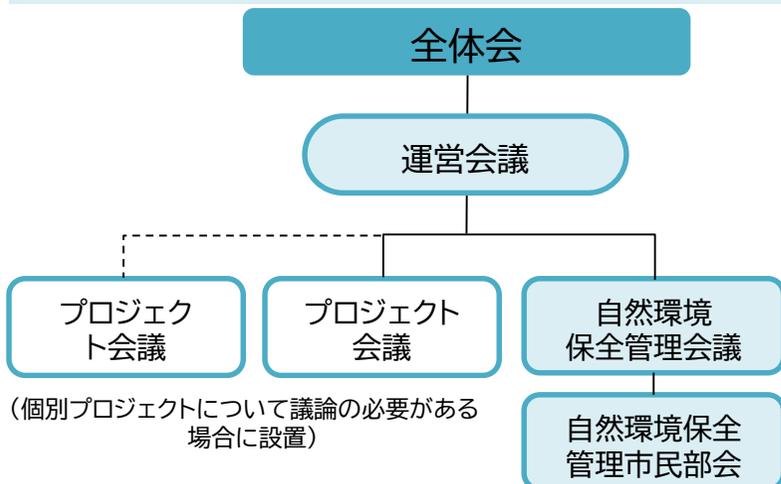
## 参考事例 マネジメント会議を通じた保全と利用の調整(川崎市／生田緑地)

- 川崎市は、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくために、「緑地の保全」を前提に「緑地の利用」との調整を図ることにより、両者の好循環を発生させることを基本とし、平成23年に「生田緑地ビジョン」を策定。
- 「生田緑地ビジョン」の実現に向け、多様な主体が管理運営参加する「協働のプラットフォーム」として、2年間の準備期間の後、平成25年に「生田緑地マネジメント会議」を設立。
- 活動団体等の活動計画及び活動の調整を担うほか、自然の保全・利用方針、植生管理計画、公園利用のルールづくりについて市(公園管理者)への提言を行う。

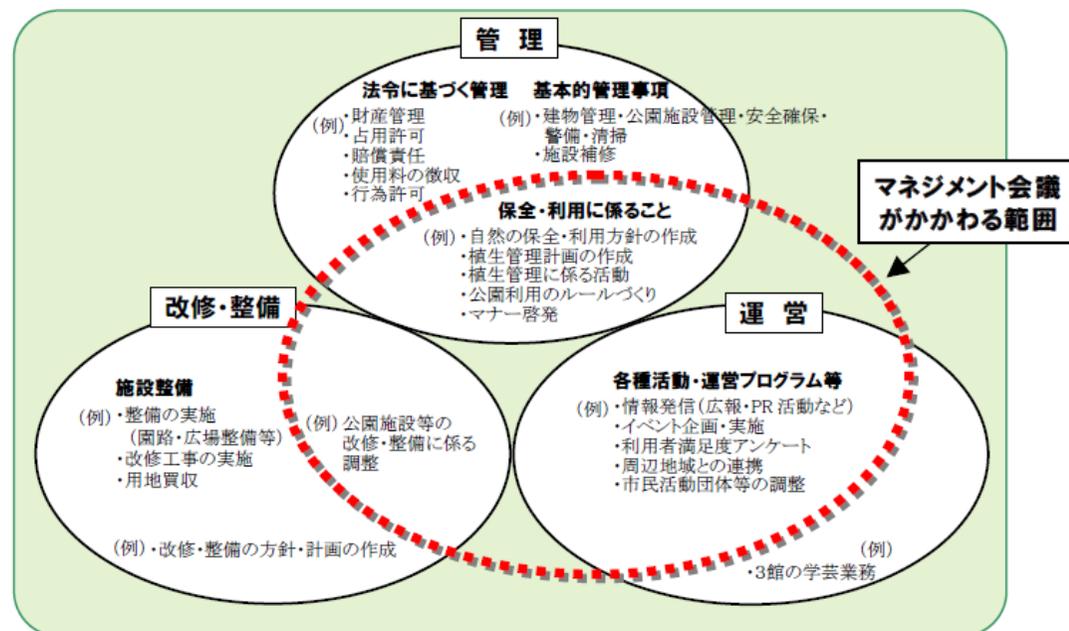
### 会員

活動団体等	川崎市(公園管理者、4館、関係局区)
地域団体・大学等	指定管理者等

### 会議構成



### マネジメント会議が関わる範囲(イメージ)



※管理、運営及び改修・整備の最終的な判断及び責任は市が担う。

# 検討項目（４）利用ルールの多様化

## 参考事例 都市公園の整備・管理方針におけるルール見直し方針の検討(横須賀市)

- 横須賀市では、緑の基本計画の中間見直しを踏まえ、都市公園の整備・管理の方針を策定。都市公園の配置については、従来のように公園種別ごとの誘致距離で考えるのではなく、地域課題に対応することを目的として公園のレベルをふまえ取り組むこととしている。
- サテライト公園、街区公園等については、公園のルールを見直し、わかりやすいルール看板の設置を検討することとしている。

### 基本方針

#### 課題の解決に必要な事項

まちづくりへの貢献

利用者等ニーズの反映

防災力の強化

#### 基本方針

**基本方針①**  
公園をまちづくりの担い手として活用する

みどりの量を維持した上で、公園の多機能性を最大限引き出すことにより、まちや地域の活性化に貢献する

(説明)  
まちづくりの拠点として、周辺施設と連携した管理・運営の推進や、市民活動の場としてコミュニティ、健康づくり、学び等の場の提供を推進する

**基本方針②**  
ニーズをカタチにして公園を使いこなす

公園づくりにおいて、利用者等の意見を取り入れ、ニーズに応えることで公園をより活用していく

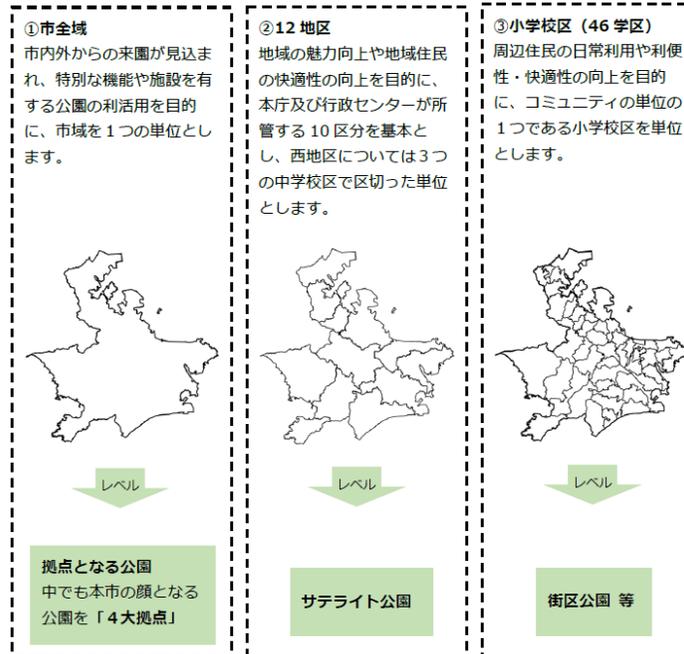
(説明)  
従来の公園運営の枠に捉われない公園のポテンシャルの活性化や、情報技術の活用、公園ごとの機能の集約・選択による活用を推進する

**基本方針③**  
地域の防災力を高める

激甚化する災害に対応するため、公園の安全性を高めるとともに、災害時に必要となる場所として貢献する

(説明)  
平常時における安全対策の強化と植樹管理の推進、災害発生時における公園利用者の避難場所としての機能強化を推進する

### 地域単位(エリア)とレベル



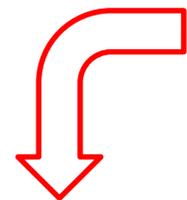
### ルール看板の例



# 検討項目（４）利用ルールの多様化

## 参考事例 新とよパーク(豊田市／新豊田駅東口駅前広場)

- 豊田市では、平成28年3月に「都心環境計画」を策定し、公共空間の活用「つかう」と再整備「つくる」を両輪に都心地区の整備を推進。最初にリニューアル・オープンする広場において、あるべき姿や活用方法等について、市内の有志の方と議論し検討を重ね、2度の試行実験も経て空間と運営方法のデザインを実施。
- 市民が積極的に整備・活用に参画し、自らの「自由と責任」のもとで利用できるようにすることで、様々な活動が繰り広げられる場に。



整備前



整備後(2019年リニューアル)

	広場名	管理者
官	①新豊田駅前広場	土木管理課
民	②シティプラザ	豊田まちづくり【株】
官	③ペDESTリアンデッキ広場	都市整備課
官	④豊田市駅西口デッキ下	土木管理課
民	⑤ギャザ南広場	豊田市駅東開発【株】

	広場名	管理者
民	⑥参考館前広場	豊田市駅前開発【株】
民	⑦コモ・スクエアイベント広場	豊田市駅前通り南開発【株】
官	⑧喜多町3丁目ポケットパーク	都市整備課
官	⑨桜城址公園	公園課

① 新とよパーク以外も含め官・民の9つのまちなか広場を積極的に開放

# 検討項目（４）利用ルールの多様化

## 関係する主体に期待される役割

### ◆住区基幹公園等の日常利用が中心の公園

公園管理者 (市区町村)	地域住民、利用団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止事項、利用ルールに関する基本的方向性の整理(一律のルール設定または公園の特性に応じたルール設定、禁止ではなく「できること」をベースとしたルールづくり等)</li> <li>住民を交えて利用ルールを協議する検討組織の設置</li> <li>利用ルールの運用</li> <li>(必要な場合)都市公園条例改正、個別の都市公園を対象とした条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルールの提案</li> <li>利用ルールに関する協議への参加</li> </ul>

### ◆都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園

公園管理者 (都道府県・市区町村)	利用協議会	指定管理者 公園利用者、利用団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止事項、利用ルールに関する基本的方向性の整理</li> <li>当該公園の利用ルールを協議する検討組織の設置</li> <li>利用ルールの運用</li> <li>(必要な場合)都市公園条例改正、個別の都市公園を対象とした条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルールに関する協議</li> <li>利用ルールの運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用ルールの提案</li> <li>利用ルールに関する協議への参加</li> </ul>

# 検討項目（４）利用ルールの多様化

## 公園種別に応じたルールづくりの留意点

公園の種別	留意点
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園条例により一律に禁止・制限する事項と、公園の利用特性を踏まえてカスタマイズする事項の整理</li> </ul>
住区基幹公園等の日常利用が中心の公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上配慮が必要な利用(例:ボール遊び)と、他の日常利用との調整方法</li> <li>・施設・広場空間等を利用者グループ・団体等が一時的に独占する利用(例:ゲートボール、少年野球)に関する利用者間の調整、日常利用との調整</li> </ul>
都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多客時を想定した利用ルールと広大なオープンスペースを生かした利活用のバランス(例:大規模イベントの対応、サイクリングなどのルール)</li> <li>・公園の特性に応じた資源の保全と活用(例:自然環境保全のための利用制限、収穫物の扱い等)</li> </ul>

# 検討項目（5）実験的な利活用の推進

## 都市公園が有するポテンシャル

- ・多様な目的に利用できる屋外空間
- ・多様な利用者の滞在

## 都市公園のポテンシャルを活かして実現したいまちの姿

- ・公園を活用して、まちづくり、社会課題の解決に向けた試みが活発に行われている
- ・公園から都市における新しいライフスタイルが発信されている

## 今後の方向性

### ○公園を柔軟に活用する社会実験(パークラボ)等の取組の普及

- ・時代の要請、地域のニーズにスピーディに対応して、都市のアセットの一つとして都市公園を柔軟に活用している取組の展開を図る。
- ・地域課題に応える実験的取組や新たな利活用を展開しやすい仕組みづくりを進める。

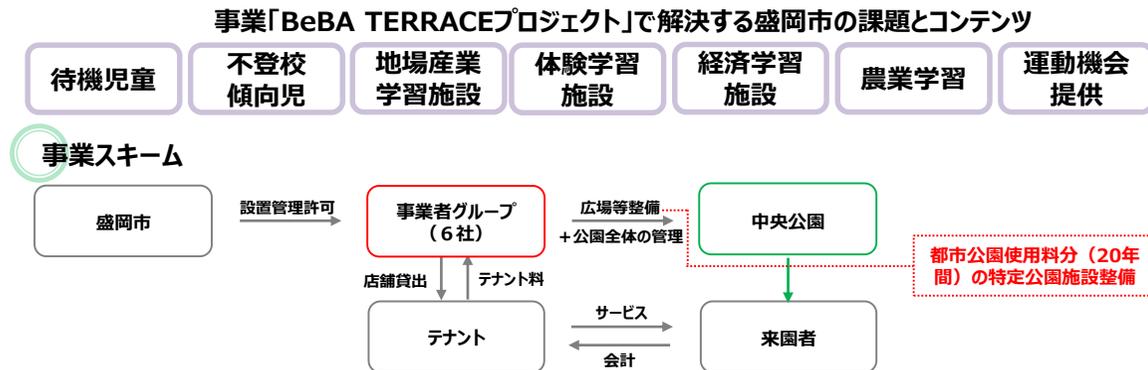
# 検討項目（5）実験的な利活用の推進

## 参考事例 地域課題の解決、実験的なまちづくりへの都市公園の活用

○ 地域課題の解決、実験的なまちづくりの場として都市公園の活用が進んでいる。

### ① 地域課題を踏まえた民間提案の募集（岩手県／盛岡中央公園）

- 未整備区域をPark-PFIにより民間事業者のノウハウと資金を活用して整備。
- 事業者の公募にあたり盛岡市が抱える地域課題解決を目指す提案を求め、中央公園周辺地区の課題である「待機児童の増加」に向けた保育園の整備をはじめ、フリースクール、地場産業体験等に係る施設を導入。



### ② テレワークスペース提供の社会実験（神戸市／落合中央公園）

- 神戸市・兵庫県立大学が共同で、公園の持つ自然資源やオープンスペースを活用した新しい公園マネジメントのあり方を検討する一環として、テレワークスペース等を提供する社会実験を実施。
- 公園管理事務所2階にブースを設置するほか、ブル利用者を中心に県大教員によるゼミナールを開講。



出典：県大PARK LABO.

### ③ ニーズに応じた実験的な公園利用の促進（渋谷区／北谷公園“YOUR PARK”）

- 都市の遊休空間の活用に関する課題を解決するため、日建設計・株式会社マッシュが協働し、様々な活動を可能にするソフトを提供し、空間の所有者・管理者と活用者・出店者をつなぐプロジェクトを開催。
- 期間中、広場に、日によって配置の仕方を変えることで店舗・休憩場所・ワークプレイス等に利用できる可変的な木製ユニットを設置し、多様なアクティビティを誘発。



出典：株式会社マッシュホームページ

# 検討項目（5）実験的な利活用の推進

## 参考事例 公募型行為許可(横浜市)

- 横浜市では、公益性を確保しつつ民間事業者等のアイデアを活用したイベント等を行うことができることを目指す「公募型行為許可制度」を創設。
- 令和2年度～3年度に、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等のイベントを対象に、実施事業者公募により制度運用を試行した後、令和4年度から本格実施。

### 事業の経緯

令和元年

○新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を策定

令和2～3年度

○具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度を創設し、「臨海部の公園での健康づくり」をテーマに試行

令和元年

○本格実施

### 緩和した基準の内容

① 行為許可申請者の要件緩和

・民間事業者等が単独で行為許可申請できるよう要件を緩和。  
 ・これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性(※)を行為内容に要求。

※ 公園はいつでも誰もが自由に利用できるオープンスペースであることを鑑み、①当該行為(イベント等)の参加者、②他の公園利用者、③周辺地域、④横浜市にメリットがあること

② 行為回数  
の制限緩和

・行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2日までのイベント等の開催

■山下公園の芝生を活かしたヨガ



■大通り公園でのキャンドルヨガ



# 検討項目（5）実験的な利活用の推進

## 関係する主体に期待される役割

### ◆住区基幹公園等の日常利用が中心の公園

公園管理者 (市区町村)	エリアマネジメント組織等 まちづくりに関わる団体	地域住民、利用団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>占有許可の運用改善(許可対象者、許可対象行為等の条件緩和)</li> <li>社会実験の結果を受けた利活用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会実験、まちづくり活動における公園活用の提案</li> <li>上記に基づく公園活用の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会実験、まちづくり活動への参加</li> </ul>

### ◆都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園

公園管理者 (都道府県・市区町村)	指定管理者	利用団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>占有許可の運用改善(許可対象者、許可対象行為等の条件緩和)</li> <li>社会実験の結果を受けた利活用の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用に係る調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園活用の提案</li> </ul>

# 検討項目（6）民の役割の拡大と共創

都市公園が有する  
ポテンシャル

【日常利用が中心の公園】  
(都心部)まちづくり、エリアマネジメント活動の拠点  
(住宅地、郊外)地域のコミュニティ形成の拠点  
(共通)地域貢献の場

【非日常の利用が中心の公園】  
・地域活性化に関する活動の拠点  
・地域貢献の場

都市公園の  
ポテンシャルを  
活かして実現したい  
まちの姿

・公園が、まちづくりや地域貢献に取り組む人や組織をつなぐ場となり、公園から地域の課題解決、まちづくりに向けた動きが広がっている

## 今後の方向性

### ○担い手の多様化に即した役割分担の最適化

- ・P-PFI事業者、ボランティア団体、エリマネ組織等、公園の特性に応じて想定されるステークホルダーのパターンを踏まえ、公園の管理運営における役割分担のあり方を整理する。  
(民間への行政の関与のあり方や、行政間の役割分担を含む)

### ○多様なステークホルダーの参画促進、担い手の育成による共創

- ・中間支援組織などパートナーシップ構築や担い手育成のスキルを有する組織との連携や、公園の利活用に対応した行政側の体制構築、人材育成等により公園の共創を推進する。

## 参考事例 市民協働推進型の指定管理者制度（西東京市）

- 西東京市は、エリア全体の公園を包括的に管理することで、公園をキーワードにしたまちづくり、エリアマネジメントを意識したまちの活性化につなげることを期待し、2016年度から西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園（現在54箇所）の管理を一括して指定管理業務により委託。
- 指定管理者制度導入前から行っていた市民ボランティアとの意見交換をもとに、募集要項に市民協働の推進に関する事項を盛り込み、指定管理者の組織内に市民協働のノウハウを持った人材を配置することを仕様書において要請、市側にも市民協働担当を配置し、住区基幹公園等の日常利用が中心の公園における市民協働を推進。

### 事業の経緯

#### 指定管理者制度導入前

- 指定管理者制度導入にあたり、市民サービスの向上に向けた取組を効果的に行うことができる事業者を選定するため、**ボランティア意見を選定プロセスに反映**
  - ・市民ボランティアとの意見交換等から、市民が求めていることを把握し募集要項に反映
  - ・事業者選定委員会への公園ボランティアの参加

#### ■募集要項

「指定管理者に求められている能力と役割」に、市民協働の経験とノウハウを持った人材の配置、ボランティア育成、相談業務の充実等を記載

#### ■仕様書

市民協働のノウハウを持った人員の配置、市民やボランティア等との協働による公園管理を積極的に推進を明記

- 質の高い企画と収益は表裏一体のものとの認識から、指定管理者募集要項に自主事業の具体的なイメージも併せて記載**

#### 2016年度

- 西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園を対象に指定管理者制度を導入

#### 導入後

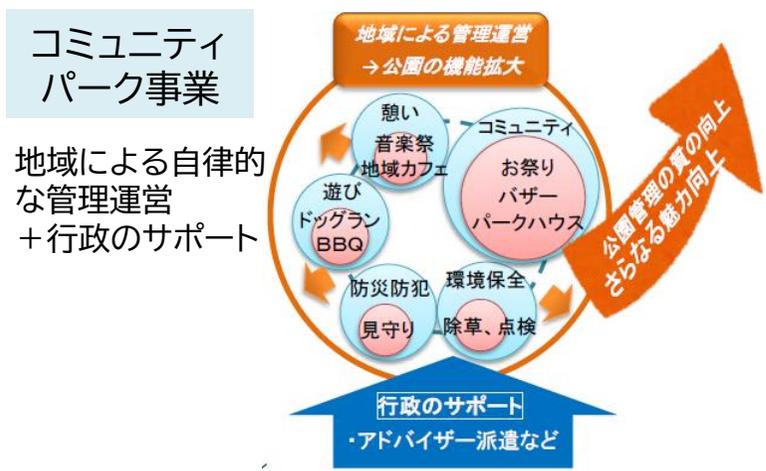
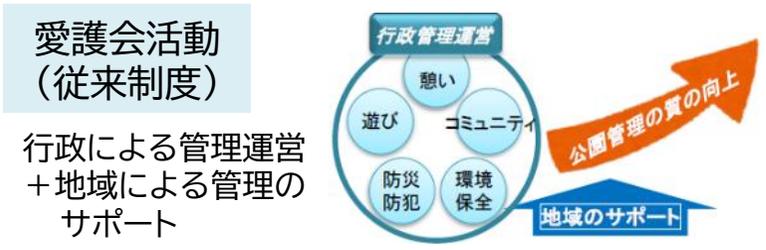
- 指定管理者、市民ボランティア等が連携して様々な活動を展開
- 「西東京市公園配置計画」の策定過程で行った市民ワークショップをもとに、指定管理者も参画して「市民主体の住区基幹公園等の日常利用が中心の公園活用プロジェクト」を実施

# 検討項目（6）民の役割の拡大と共創

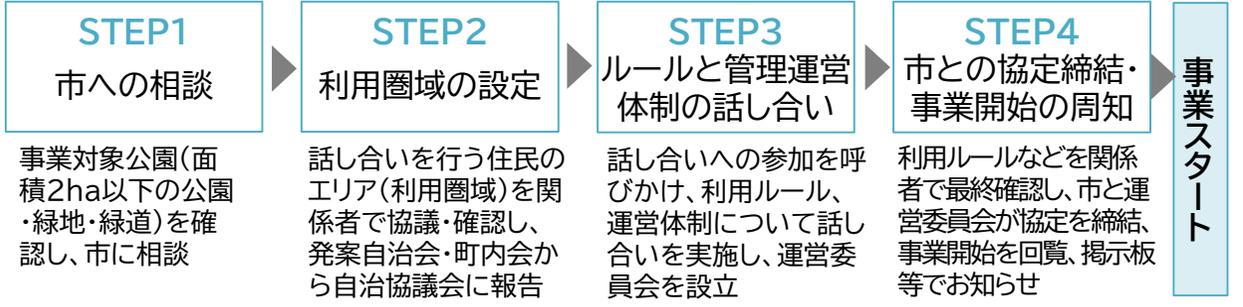
## 参考事例 「コミュニティパーク事業」～地域主体の自由度の高い公園活用～（福岡市）

- 福岡市では、一律の利用ルールによる使いづらさ、公園愛護会などの担い手不足等の課題解決に向け、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営によって、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目指すために、平成29年度より「コミュニティパーク事業」を開始。
- 地域で結成した「運営委員会」が中心となり、日常の維持管理活動を行うほか、地域独自の利用ルールの設定、イベントの実施など、自由度の高い公園の利活用を行うことができる。

### 活動イメージ



### コミュニティパーク事業の進め方



### 運営委員会と市(公園管理者)の役割分担

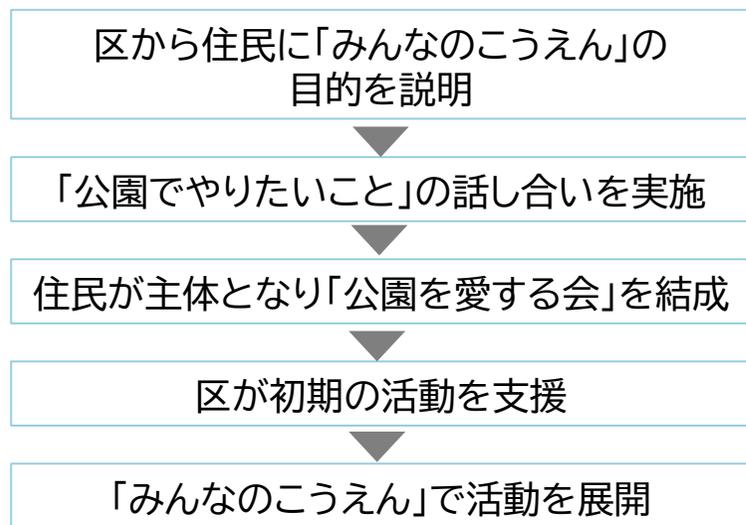


# 検討項目（6）民の役割の拡大と共創

## 参考事例 ゲストからキャストへ「みんなのこうえんプロジェクト」(江戸川区)

- みんなのこうえんプロジェクトは、地域の身近な公園を「地域の庭」として愛着を持ち、主体となって公園を利活用しながらコミュニティを育み、住み続けたいまちを未来につなげていくことをめざす取組。
- 地域の身近な公園での利活用を区民が企画・提案、実施することができ、区は、プレーリーダーの配置などで活動を支援。

### 事業の進め方



### 想定される活動例(区パンフレット、HPより)

- 防災訓練
- プレーパーク
- 青空ヨガ教室
- 花の名所づくり
- 地域保育
- 落ち葉の堆肥化、リサイクル
- マルシェの開催

### 実施した取組

#### 【小岩パークカフェ】

- プロジェクト第一弾として、小岩公園でできたらいいな！と思う夢やアイデアをみんなでワイワイ語る「公園ワークショップ」の他、地域の飲食店による「パークカフェ」や、公園内の樹木をめぐる「グリーンアドベンチャー」、「防災かまどベンチ」を活用した焼きマシュマロ体験などのイベントを実施。



小岩パークカフェイベントパンフレット

出典：NPO birth ホームページ「小岩公園で「Koiwa Park Cafe」を開催しました！」

#### 【プレイリーダー】

- 外遊びの機会を創出し、子どもたちの運動能力を向上させようと、江戸川区は、子どもたちに遊び方を教える指導員「プレイリーダー」を区内6か所のモデル公園に配置。
- 子どもたちや子育て世代同士の新たな交流の場づくりを行った。



公園へのプレイリーダーの派遣

出典：江戸川区「みんなのこうえん」

## 参考事例 多様な担い手の参画事例

- Park-PFI事業者による指定管理、NPO法人による施設整備・管理、エリアマネジメント組織や隣接施設の民間事業者による管理運営など、担い手の多様化、官民連携手法の多様化が進んでいる。

### ①Park-PFI事業者（豊田市／鞍ヶ池公園）

- Park-PFIの事業者と公園全体の指定管理者を併せて公募。
- 選定された事業者はキャンプフィールド等の整備とともに、乗馬体験やイベントの企画等、公園の魅力向上に取り組んでいる。



■ キャンプフィールド

### ②NPO（長野県小諸市／大手門公園）

- 市民参加で整備・管理する花と緑の情報拠点の計画作成に参加した市民が中心となってNPO法人を設立。
- 助成金を活用し、市民提案による**ガーデンとカフェの区域をNPOが整備**。
- **現在は、NPOが指定管理者として維持管理、カフェの運営等を実施**。



■ 市民(NPO)が管理する停車場ガーデンの庭部分

### ③エリアマネジメント組織（新宿区／新宿中央公園）

- 指定管理者が、西新宿地区の再生を民間組織で行うエリアマネジメント組織（新宿副都心エリア環境改善委員会）と連携し、スポーツや飲食のイベント等を実施。
- **イベント収益は公園の維持管理費に充当**。



デン）6,000人(H29、22日間)

### ④商業施設運営者（千葉市／豊砂公園）

- 市が実施したパークマネジメント団体の公募に対し、公園に隣接する商業施設の事業者が選定され、市と協定を締結するとともに、**都市公園法第5条の管理許可**を適用。
- 事業者は、日常の維持管理に加え、イベントの利用調整等を行い、千葉市から**行為・占用許可**を受けて、**イベントを開催**。
- 管理運営に係る**費用はすべて実施団体の自己負担**で、イベントの開催によって得られた**参加料や協賛金等の収益を維持管理費の財源に充当**。

## 参考事例 中間支援組織・人材の活用(京都市)

- 京都市では文化・景観・環境といった「京都の強み」と「時代の潮流」を掛け合わせ新たな価値を創造する「都市の成長戦略」を市役所一丸となって進めています。この「都市の成長戦略」を進めていくためには行政だけではなく 様々な知見を持つ方々と力を合わせて 時代の変化を捉え 挑戦と失敗を恐れず 創造的にチャレンジしていくことが必要です。
- 令和4年度に募集した8職種10名の副業専門人材の一つに、公園利活用人材が含まれている。

- 採用期間 令和4年8月～令和5年3月末(予定)
- 公募期間 令和4年6月6日(月)～令和4年7月3日(日)
- 選考方法 書類審査, 一次選考(ビデオ面接), 2次選考(Web面接), 最終面接(対面面接/市役所にて)
- 募集職種
  - (1) 若い世代の移住・定住促進 担当 1名
  - (2) ファンドレイジング 推進 担当 1名
  - (3) 海外からの寄付受入れ推進 担当 1名
  - (4) DX 推進 担当 2名
  - (5) アート市場活性化 担当 1名
  - (6) 企業誘致の推進 担当 2名
  - (7) 公園利活用の推進 担当 1名**
  - (8) 循環経済への更なる移行促進 担当 1名



- 勤務条件
  1. 勤務地:京都市役所(テレワーク可。ただし, 月1日程度は出勤(応相談))
  2. 勤務日:週1日(月4日)程度
  3. 報酬:1日当たり25,000円 京都市役所等への交通費別途支給(本市職員基準に準じる)
  4. 雇用関係:なし。本市身分なし。委嘱状の交付。
  5. 従事期間:令和4年8月～令和5年3月末

# 検討項目（6）民の役割の拡大と共創

## 関係する主体に期待される役割

### ◆住区基幹公園等の日常利用が中心の公園

公園管理者 (市区町村)	(中間支援組織)	地域住民、利用団体等
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園愛護会、自主管理、アドプト等、住民参加の仕組みづくり</li> <li>占用手続き等の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理活動への地域住民の参加のコーディネート</li> <li>地域住民、団体等の管理活動や、企画・アイデア実現のサポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛護会、自主管理、アドプト等の活動への参加</li> <li>(都心部の事業者、エリアマネジメント組織)公園管理者との協定等に基づく維持管理</li> <li>(NPO法人等)指定管理者として公園を管理運営</li> </ul>

### ◆都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園

公園管理者 (都道府県・市区町村)	指定管理者	中間支援組織	様々なステークホルダー
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園マネジメントプランの策定</li> <li>多様な主体と連携した公園の活用</li> <li>設置・管理許可、占用手続き等の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持管理、公園の利用促進、魅力向上に向けた各種取組(イベント、ボランティア活動、集客機能の充実等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体が関わるボランティア活動、利用プログラムのコーディネート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園におけるボランティア活動、イベント運営等への参画</li> </ul>

# 検討項目（6）民の役割の拡大と共創

## 公園の特性を踏まえた担い手拡大の方向性

公園の種別	担い手拡大の方向性	担い手拡大に向けた取組
住区基幹公園 等の日常利用 が中心の公園	都心部  まちづくり活動団体 (エリアマネジメント組織等) 民間企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・占用、行為許可手続きの柔軟化</li> </ul>
	住居系地域  郊外  若い世代、 地縁によらない団体の 参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間支援組織の活用による参加機会の拡大</li> <li>・活動内容の充実(日常的な維持管理から、主体的な利活用へ)</li> <li>・活動成果を評価する仕組みの構築</li> </ul>
都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園	地域住民 関係行政機関 観光振興、地域経済に関わる団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者等の参画促進に向けた公園利活用の可能性の拡大</li> <li>・社会貢献のために公園を活用しようとする市民、事業者とのパートナーシップ構築</li> </ul>

# 検討項目（7）自律性・自立性の向上

都市公園が有する  
ポテンシャル

【日常利用が中心の公園】  
・(都心部)多数の利用者  
・地域貢献の場〔再掲〕

【非日常の利用が中心の公園】  
・広範な地域から訪れる多数の利用者  
・大規模イベント、観光資源から生ずる経済効果  
・地域貢献の場〔再掲〕

都市公園の  
ポテンシャルを  
活かして実現したい  
まちの姿

・公園を拠点に、地域住民、民間企業、社会的企業(ソーシャル・エンタープライズ)等、多様な主体が、自ら資金調達の上で環境、教育、福祉などの社会問題の解決に取り組んでいる

## 今後の方向性

### ○担い手が柔軟に資金を調達し、管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくり

- ・公園の特性等に応じた、民による持続可能な公園管理運営のあり方を整理する。
- ・民間が、園内事業での収益を、管理運営の質の向上に還元、投資する取組を促進する。(行為許可の手続きの柔軟化を含む)
- ・公園での民間事業が、SDGs等の観点から市場での評価につながる条件整備を図る。

### ○広告物設置の柔軟化

- ・管理運営への民間資金の活用、民間の参画促進に向けたインセンティブの一つとして、公園の特性、手続き等の一定の条件のもとで、公園内における広告物への規制を柔軟化する。

## 参考事例 指定管理者への行為許可権限の付与（山形県、大阪府吹田市）

- 都市公園における行為許可の権限については、指定管理者に委ねることを条例や指定管理者の公募資料等で示している事例が見られる。

### ①山形県／都市公園条例

- 都市公園条例において、指定管理者が行う業務として行為の許可を規定。

#### 山形県都市公園条例

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）都市公園の施設（法第5条第1項の規定による許可を受けた者が管理する公園施設を除く。）の

維持管理に関する業務

#### （2）第5条第1項の規定による行為の許可に関する業務

（3）第6条第1項の規定による有料公園施設の使用の許可に関する業務

（4）第7条の規定による利用の禁止又は制限に関する業務

（5）第13条の規定による許可の取消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務

（6）前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関し知事が必要と認める業務

### ②吹田市／指定管理者への行為許可権限の付与

- 指定管理者に行為の許可に関する権限を付与。また、行為許可の期間を1年を超えない範囲で指定管理者が設定することができる。

#### 吹田市「健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー」指定管理者募集要項

#### 資料2 特記仕様書集

#### イ 公園利用に関する業務仕様書

3 制限行為の許可等に関する業務

（3）制限行為の許可に関する業務

指定管理者は、物品の販売等、公園における制限行為をしようとする者から申請があった場合には、「（別紙2）吹田市都市公園条例第6条（行為許可）に係る運用基準」に基づき、許可することができるものとし、利用者からの相談対応や申請書受付、許可書交付等、関連する業務を実施すること。

なお、許可を行う際には必要に応じて吹田市と協議すること。

（4）制限行為の許可期間の設定に関する業務

指定管理者は、制限行為の許可を行うにあたり、1年を超えない範囲で期間を設定することができるものとする。なお、期間を設定する際には必要に応じて吹田市と協議すること。

## 参考事例 広告掲出の柔軟化(札幌市、名古屋市)

- 屋外広告物条例において都市公園での屋外広告物表示を原則として禁止しつつ、催事の内容や広告物の掲出者を限定して広告掲出を可能としている例が見られる。

### ①札幌市／札幌市屋外広告物条例

- 「札幌市屋外広告物条例」では、「講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に表示し、又は設置するもの」は掲出可能かつ許可不要としている。
- 例えば大通公園の「さっぽろ大通ビアガーデン」ではビール会社等の広告物が掲出されている。

#### 札幌市屋外広告物条例

(禁止区域等)

第7条 次に掲げる区域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置することができない。ただし、市長が別に定める広告物等については、この限りでない。

(略)

(8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第1号に規定する公園又は緑地の区域

(略)

(適用除外)

第11条 次に掲げる広告物等については、第3条及び第7条(同条第2項第1号及び第10号を除く。)から前条までの規定は、適用しない。

(略)

(3) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に表示し、又は設置するもの

### ②名古屋市／名古屋市屋外広告物条例

- 「名古屋市屋外広告物条例」では、「都市再生推進法人その他規則で定める者が表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるもの」については、禁止の適用除外としている。
- なお、広告料を受ける場合は、名古屋市屋外広告物条例施行規則第7条第5項に基づき、その広告料を公益上必要な施設若しくは物件の設置若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に充てる必要がある。

#### 名古屋市屋外広告物条例

(禁止)

第6条 次に掲げる地域又は場所には広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(略)

(7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

(適用除外)

第7条 (略)

6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人その他規則で定めるものが表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であって、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるものについては、第3条、第3条の2、第6条及び第8条の2の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

# 検討項目（7）自律性・自立性の向上

## 関係する主体に期待される役割

### ◆住区基幹公園等の日常利用が中心の公園

公園管理者 (市区町村)	エリアマネジメント組織等	地域住民、民間企業等
<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチ、遊具等の寄附の仕組みづくり</li> <li>ふるさと納税、クラウドファンディングによる資金調達</li> <li>寄付者名、広告の表示に関する条例等の確認、必要な措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園を活用したにぎわい創出等に係る事業の実施(広告掲出による資金調達を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附の実施</li> </ul>

### ◆都市基幹公園等の非日常の利用が中心の公園

公園管理者 (都道府県・市区町村)	指定管理者	様々なステークホルダー
<ul style="list-style-type: none"> <li>園内事業による収益を管理運営に還元する仕組みづくり(収益事業に対する条件整理、収益の配分方法の設定等)</li> <li>行為許可、寄付行為に関する権限を指定管理者に移譲するための仕組みの検討</li> <li>寄付者名等の表示に関する条例等の確認、必要な措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の魅力向上に結び付く収益事業(イベント等)実施</li> <li>事業、施設・設備への寄付募集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の魅力向上に結び付く収益事業(イベント等)の提案、開催または協力</li> <li>寄付の実施</li> </ul>